

第二百一回 参議院 総務委員会 会議録 第十三号

令和二年四月三十日(木曜日) 午後四時十四分開会

委員の異動

四月十六日

高橋 光男君

補欠選任 西田 実仁君

四月二十二日

増子 輝彦君

補欠選任 舟山 康江君

四月二十九日

難波 奨二君

補欠選任 岸 真紀子君

出席者は左のとおり。

委員長

若松 謙維君

理事

徳茂 雅之君

堀井 巖君

江崎 孝君

森本 真治君

山本 博司君

石井 正弘君

進藤金日子君

滝波 宏文君

二之湯 智君

野上浩太郎君

長谷川 岳君

松下 新平君

三浦 靖君

森屋 宏君

山本 順三君

岸 真紀子君

小林 正夫君

衆議院議員

総務委員長 大口 善徳君

総務大臣 高市 早苗君

副大臣 内閣府副大臣 平 将明君

財務副大臣 遠山 清彦君

大臣政務官 内閣府大臣政務官 藤原 崇君

事務局側 常任委員会専門員 佐藤 研資君

政府参考人 内閣官房内閣審議官 向井 治紀君

内閣府大臣官房 審議官 村手 聡君

内閣府地方創生推進室次長 村上 敬亮君

総務省大臣官房 総括審議官 前田 一浩君

総務省大臣官房 総括審議官 奈良 俊哉君

総務省自治行政局長 高原 剛君

総務省自治行政局公務員部長 大村 慎一君

総務省自治財政局長 内藤 尚志君

総務省自治税務局長 開出 英之君

消防庁次長 米澤 健君

国税庁課税部長 重藤 哲郎君

厚生労働省大臣官房審議官 吉永 和生君

厚生労働省大臣官房審議官 諏訪園健司君

厚生労働省子ども家庭局児童虐待防止等総合対策室長 依田 泰君

中小企業庁次長 鎌田 篤君

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○地方税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)(閣法第五五号)

○令和二年度特別定額給付金等に係る差押禁止等に関する法律案(衆議院提出)

○委員長(若松謙維君) ただいまから総務委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日まで、高橋光男君、増子輝彦君及び難波奨二君が委員を辞任され、その補欠として西田実仁君、舟山康江君及び岸真紀子君が選任されました。

○委員長(若松謙維君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

地方税法等の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、内閣官房内閣審議官向井治紀君外十四名を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(若松謙維君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(若松謙維君) 地方税法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。高市総務大臣。

○国務大臣(高市早苗君) 地方税法等の一部を改正する法律案について、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止のための措置が納税者等に及ぼす影響の緩和を図る観点から、地方税に関し、所要の施策を講ずるため、本法律案を提出した次第です。

以下、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、固定資産税及び都市計画税の改正です。厳しい経営環境にある中小企業者等に対して、令和三年度分限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の負担を二分の一又はゼロとすることとしております。

第二に、徴収の猶予に関する改正です。新型コロナウイルス感染症等の影響により収入に相当の減少があった事業者について、無担保かつ延滞金なしで一年間、徴収を猶予する特例を設けることとしております。

第三に、車体課税の改正です。自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割の税率の臨時的軽減措置について、適用期限を令和三年三月三十一日まで延長することとしております。

その他、固定資産税の減収を補填する措置等を講ずることとしております。

以上が、この法律案の提案の理由及び内容の概要でございます。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同を賜りま

すよう、お願い申し上げます。

○委員長(若松謙維君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○徳茂雅之君 自由民主党の徳茂雅之でございます。

早速、まず特別定額給付金についてお尋ねいたします。

この給付金につきましては、政府の方では五月中のできるだけ早い時期に給付開始ができるように準備を進めるといふふうにされております。実際にその給付事務を行うのは、今新型コロナウイルス対策で本当に繁忙を極めています地方自治体でございます。

この申請手続につきましては、マイナンバーカードによるオンライン申請、それとともに郵送による申請、これどちらかということにされております。今のマイナンバーカードの普及率は一六％程度ということでありまして、新聞報道によれば、オンライン申請を受けるためのマイナンバーカードの申請が増えてきているというふうな報道もございまして。しかしながら、実際には郵送による申請が大部分を占めるだろうと、このように感じております。

今、郵便局の現場でありますけれども、外出自粛による集りも消費増えておりまして、例えば通販、ネット通販による配達も増加しています。そしてまた、今日着用されている方もいらつしやいます。布マスクの全戸配達ということで、郵便の配達の現場、大変厳しい状況にあります。また、郵便局の窓口も、ゴールデンウィークに突入したということで、お客様からの相談業務、あるいは、御自宅にみんなおられるということで、切手やはがきの交換、あるいは貨幣を交換ということ、実は郵便局の窓口も大変忙しい状況にあります。こういった状況の中でお客様サービスを含めて一丸となって取り組んでいる状況でございます。

ます。

この給付金の申請書につきましては、全世界帯に對してできるだけ迅速に、かつ、これ誤って配達してはいけませんので、正確に配達する必要があります。郵便局では、通例、例えば選挙関係の入場の郵便物でございます。これ、本当に慎重に丁寧な誤配達ないように扱っていますが、これと同じぐらいのレベルで慎重さが必要だろうというふうにご感じしております。そのためには、今回の給付金の申請書を差し出す自治体と、それからそれを配達する、受け持つ郵便局との連携、これも極めて重要だろうと、このように思っております。

給付金をできる限り、これ本当に一人一人の国民にできる限り早く支給するために、その申請手続の大宗を占めるこの郵便の事務や、あるいは、実際に今度は郵便が出てきたときにこれを口座に振り込まなきゃいけないと、これは自治体の事務でございます。これをできるだけ円滑にかつ迅速に進める必要があるのではないかとこのように思いますが、大臣のお考えをお伺いします。

○国務大臣(高市早苗君) 特別定額給付金のこの給付時期につきましては、早い団体では五月中のできるだけ早い時期を目標にして給付を開始していただくこととなるように準備をお願い申し上げております。速やかな給付を行うために、今回はあらゆる手だてを講じているつもりでございます。

具体的には、制度案や申請書の様式などを早期にお示しすることで市区町村の組織体制の整備やシステム改修に向けた検討などの事前準備を促進していただき、また、給付対象者の申請書作成や給付状況などの管理に係るシステムの処理について大手システムベンダーなどに協力を働きかけて作業をできる限り短縮し、また、給付決定後の口座振り込みが円滑に行えるように金融機関への協力の働きかけも行いました。また、郵便局に關しましては、自治体が同封する返信用封筒、この番号、受取人払いの番号を取るのにも随分普通は時間掛かるんですが、これを速めていただくよう

な御協力も賜っております。また、オンライン申請を可能にするなど、できるだけ早期の給付が可能となるように可能な限りの工夫を重ねてまいりました。

明日から給付していただくという団体も幾つかあると伺っております。その対応に、御努力に對しまして深く感謝を申し上げます。

○徳茂雅之君 大臣、ありがとうございます。もう本当に期待している国民の皆様たくさんいらっしゃいますので、本当に一日も早くこの十萬円の給付金が届くようにお計らいをお願いしたいと思います。

もう残り時間ありませんけれども、地方税法について一点お尋ねします。

今回、本当に大変厳しい状況にある中小事業者の負担の軽減ということで、例えば徴収金の徴収猶予、あるいは固定資産税、都市計画税、これについての減免措置が講じられます。これは反面、各自治体における税収の減少にもつながってくるというふうに思います。今回の地方税法等の改正に当たつてどのような配慮が行われていたのか、簡潔にお願いたします。

○委員長(若松謙維君) 時間過ぎておりますので、簡潔にお願いします。

○政府参考人(内藤尚志君) お答え申し上げます。

今回の地方税法改正案に盛り込まれております徴収猶予の特例に対しましては、納付までの間の一時的な減収に対応いたしますために、特例債でございます資金手当てのための地方債を発行することができるといたしておりますのでござい

ます。また、固定資産税及び都市計画税の軽減措置につきましましては、この令和三年度以降の減収額を補填いたしますために、今回の改正法案によりまして新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金を創設することとしております。

これらの措置を通じまして、地方団体の財政運営に支障が生じないように対応したところでござ

います。

○徳茂雅之君 ありがとうございます。是非地方に負担がないように配慮をお願いしたいと思います。

以上で質問の方を終わります。

○岸真紀子君 立憲・国民・新緑風会・社民の岸真紀子です。

今日は、質問をする機会をいただきましてありがとうございます。

先ほど説明のあった地方税法等の改正についてお伺いをいたします。

徴収猶予の特例制度の対象となるのは、本年二月の一日から二〇二一年の一月三十一日までに納期限が到来するものというふうになっておりますが、この一月三十一日という終わりについては政令で定めるといふ認識でよいかというのをまずお伺いします。

また、猶予によって滞納繰越しという扱いになるので、徴収率に影響が出てくるのではないかと考えられます。現場は事務手続上に相当混乱が生じるおそれがあるので、丁寧な周知をお願いしたいということも申し添えたいと思っております。

まず、その認識についてお伺いいたします。

○政府参考人(開出英之君) 今般創設する徴収猶予の特例制度につきましては、お話ありましたように、令和二年二月一日から令和三年一月三十一日までに納期限が到来する地方税について適用することとしております。終わりの期日につきましては政令で定めるといふこと、そのとおりでございます。

この扱いにつきましては既に地方団体に考え方を示しているところでございますけれども、今後につきましても、具体的な適用が可能になるよう地方団体に考え方を更にお示ししたいというふうにご考えております。

○岸真紀子君 現場の方がちょっと不安に感じております。同じ年度なのに、今年分、来年分というふうにごちゃごちゃになるのではないかと、是非丁寧な配慮をお願いいたします。

寧な周知の方をお願いいたします。

次に、地方税法の改正を含めて、先ほども質問に出ておりましたが、自治体の財政について伺いをしたいと思います。

新型コロナウイルス感染症によるこの社会への影響というのは大きくて、税収減が予想されますが、まず今年度の地方財政の見込みについて伺います。

○政府参考人(内藤尚志君) お答え申し上げます。

今回のコロナウイルス感染症により影響がよりまして、地方税収に様々な影響が生じているふうに見込んでおります。

年度途中の地方税の減収につきましては、現行制度上、税収の変動が大きい法人関係税等につきましては、翌年度以降の三年度間に地方交付税の精算を行いますこととございますが、当該年度に減収補填債の発行が可能となつてるところでございます。

しかしながら、今回の景気変動に伴いましてその他の税においても影響が生じていることが予想されますので、今後、地方団体の実情を丁寧にお伺いをいたしまして状況の把握に努めてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、地方団体の財政運営に支障が生じないよう適切に対応してまいりたいと考えております。

○岸真紀子君 今段階ではなかなかどのぐらいなのかというのは、今おっしゃられたとおり見込みが付かないと思います。

そこで心配するのが、このコロナによって地方交付税の原資となる国税そのものも減収となるのが想定されまして、地財計画での見込みから相当地な落ち込みが予想されます。どのように対処するかをお伺いします。

この間、税収見込みが甘くて国税が減収となつた影響で、後年度精算分として二〇二一年度は三千四億円の交付税減額が生じています。このように今後はも行われるようになったら、自治体

の財政が相当悪化することになります。自治体財政を逼迫させるということは、最終的にはその地域をなお疲弊させてしまうことになりま

す。来年度以降も総務省として地方財源をしっかりと確保していただきたい、そのことも申し添えます。

○政府参考人(内藤尚志君) お答え申し上げます。

地方交付税の原資でございます国税五税が減額補正となつた事例は平成二十年度以降四例ございますけれども、いずれの場合も、地方交付税の法定率分の減少について、一般会計からその全額を加算した上で、当初予算における財源不足の補填ルール、いわゆる折半ルールでございますけれども、これに基づき後年度に精算を行っているところでございます。

今年度、このような事態が生じた場合ということでございますけれども、財政局とも協議いたしますが、地方団体の財政運営に支障が生じないよう適切な補填措置を講じますとともに、将来の地方財政への影響をできる限り緩和するという観点も踏まえ、適切に対応してまいりたいと考えております。

○岸真紀子君 折半ルールの問題はこの間もこの委員会の中でも取り上げられておりますが、引き続きしっかりと地方の財源を確保していただきたいと思ひます。

そして、過去には、バブル崩壊後ですが、ちよつと古い話になりますが、経済対策のために国から公共事業を行うようにというふうな地方の方からありました。結果として、地方が借金、起債を抱えることになつて、長年の負債となつてきました。こういった過ちは二度と行わないようにしていただきたいです。

また、借金を将来世代に回さないように、金融課税とか抜本的な税制改正、国から地方への税源移譲を進めるべきではないでしょうか。

○国務大臣(高市早苗君) まず、インフラ整備でございますが、今かなりインフラの老朽化もござ

いますし、また災害対応というものもござい

ます。必要なものをしっかりと見極めて無駄は排

する、こういう考え方で取り組んでいかなければならないと思つております。

それから、やはり地方が自由に使える財源をしっかりと確保していくという意味では、先ほど委員がおっしゃいましたように、法定率というものがございまして、地方交付税の確保ということになります。何とかこの対象になる税収が増えていくように、経済対策もコロナ感染症の終息後にはしっかりと打っていかねければなりません。

また、なお、なかなか厳しい状況ではございますが、法定率そのものを見直すということが一番望ましいことだと思ひますので、これはいつも事項要求していることではございますが、政府の中でしっかりと声を上げさせていただきます。

○岸真紀子君 ありがとうございます。是非、法定率の見直しを含めて、きちんと財源を確保していくことを進めていただきたいと思ひます。

地方税の減収や延滞の中で、自治体においても財源確保が重要になってきます。普通交付税については概算がされることになるので資金繰りに困ることは恐らくないだろうと思ひますが、今後も自治体財政への柔軟な対応をお願いいたします。

また、先日、今自治体の方ではすぐい

をいたします。

雇用の維持や事業の継続にも活用できるということになっておりますが、一括交付金のようにもつと自由度の高いものにしていただきたいんです。

また、金額についても、私たち共同会派では提案をしておりますが、自治体それぞれ地域実情に応じて対策を打つためにはやっぱり一兆円じゃ足りないんです。少なくとも、やっぱり一兆円、二兆円、三兆円が必要なんです。増額の方をお願いいたします。

○大臣政務官(藤原崇君) まず、一点目の自由度の件でございますが、本臨時交付金につきましては、感染の拡大やその影響を受けた地域経済、住民生活への対応として効果的な政策であつて、地域それぞれの実情に合わせて必要なもの、これであれば各自自治体の御判断により極力自由にお使いいただける仕組みとすることとしていただいております。

また、もう一点、増額というお話でござい

ましたが、国において地方負担のない各種施策を現時点において講じておりますが、その上で、地域の実情に合わせて地方公共団体が取組の財源に柔軟に充てていただくために、リーマン・ショック時の臨時交付金と同じ規模となる一兆円の予算を確保したというところでございます。同時に、それぞれの御判断によつて自由度高く使うことができる仕組みである以上、枠として配分するものであり、一兆円の枠内で有効に活用をしていただきたいというふうな思ひしております。

○岸真紀子君 本間にこの先も残念ながら長期化する

てどう考えているかというのを伺いたいと思います。

○**国務大臣(高市早苗君)** 地方自治法におきまして、地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとされ、国は、この趣旨を達成するため、国が本来果たすべき役割を重点的に担い、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体に委ねることを基本として、地方公共団体との間で適切に役割分担しなければならぬとされております。

○**岸真紀子君** 改めてちよつとお伺いしますが、国と地方は対等ですよ。

○**国務大臣(高市早苗君)** そうでございます。○**岸真紀子君** ありがとうございます。

なぜそういうふうにご確認したかというところ、今回、最初はこの特別定額給付金ではなくて、生活支援臨時給付金、いわゆる世帯三十万円というふうになつていたと思えます。これが急遽、一律一人十万円の特別定額給付金になりました。

私、北海道の自治体の職員の出身なんです、最初から、世帯三十万円のときにびびりしてました、とてもじゃないけど対応できないだろうと思つていました。なぜかというところ、やっぱり対象者が自治体でも分らないんです。収入減になつている方が一体誰なのか分からない。なおかつ、住民の方だって、自分が何をもち証明できるか分からないって、そういう声もすごいたくさんありました。本当に現場混乱しました。結果的に、今回はそれを見直していただいて一律十万円になつたので本当に良かったと思えます。そのことについては本当に正しい判断だったなというふうに思っています。

大臣も、会見で十万円の一律給付の方が早く行き渡るといふふうに話しておりました。なぜ最初から安倍総理に、この自治体の現場を把握している総務大臣として、提言というか、言っておかなかつたのかというふうに思えます。もちろん大事な制度であるので、現場も承知して今準備し

ていますが、あくまでも、さつきちよつと確認させてもらいましたが、国と地方というのは対等なんです。国が決めたからといって何でもできる、やれというわけにはいかないんです。現場で奮闘している職員を振り回さないでいただきたいというのと、地方自治をもっと大事にしてほしい、もっと大事にしてほしいです。

質問ですが、今後、自治体職員の協力が必要なときには十分に現場の声を聞いてから制度を打ち出してもらえるのか、伺います。

また、特別定額給付金を進めるに当たり、執務スペースとか機器、人員の確保など新たな負担が、やっぱりまだまだ混乱が生じていて負担になつております。総務大臣から市町村長、市町村職員にお願いすべきではないかと思えますので、答弁の方をお願いいたします。

○**国務大臣(高市早苗君)** 確かに、収入が減つた方々、特定の方々に對して三十万円の給付ということが最初に打ち出されました。内閣府の制度設計でございますが、ただ、その給付実務の方は総務省で担うようにという御指示が、まだ閣議決定前でございますが総理からありまして、ちよつとこの制度設計は複雑過ぎてなかなか地方自治体に負担が掛かる旨も申し上げましたし、実際に総務省でその給付金の本部を立ち上げましたも、もう大変、総務省の本部の方も、どのように地方自治体にお伝えしたらいいのか、分りやすくすべばいいのか、随分苦労をしております、これは総理には直接申し上げたところでございました。

でも、結果、与野党の皆様から、よりシンプルに、そしてまた国民の皆様が分断されることのないように一律にというお声も上がり、また世論もそのようなものでございましたので、結果的に、一律十万円ということになって私自身は良かったなと思つております。これは多くの与野党の先生方、また国民の皆様が感謝を申し上げたいです。それでも、地方公共団体が相当な事務負担は生じております。大変なことだろうと思えますので、総務省としてできる限りのバックアップ

をしたいなと考えました。そこで、もう先ほど答弁をさせていただきましたように、できるだけ事前に事前にお伝えすべきことはお伝えをし、先に準備ができることはしていただき、また、自治体の職員の皆様だけでやり切れない事務量になつた場合には外部委託をする、その場合も全額国費で応援をするといったこともお伝えをしております。事務費は臨時の職員の方の採用も含めて随分掛かると思いますが、そういったことも全額国費でということで見込んでおります。

もう大変御苦労をお掛けしますが、自治体の皆様にはよろしくお願ひ申し上げます。

○**岸真紀子君** 大臣、ありがとうございます。現場の方も頑張つていくと思つたので、これから何かを決めるときには自治体の声をしっかりと聞いていただければと思います。

この給付金に当たつた問題点について、DV等への配慮というのは行われると昨日の予算委員会の中でも質問、答弁されております。潜在しているDV被害者にも支援が届くようにということではあるんですが、一方で、現場のことを言うところ、総務省から詳細な情報がないままにこのDVの相談窓口を開くというところ、いろいろな問合せが来ていて、相当現場では混乱を生じているというふうな実態にあります。市町村に丸投げではなくて、詳細な方針を速やかに市町村の方へ通知をお願いいたします。

また、この給付金についてなんですが、DVだけじゃなくて、例えば児童養護施設等に措置された児童への対応とか、障害者とか、高齢者の虐待もあると思つております。こういった場合に措置というのには考えておられるでしょうか。

○**政府参考人(前田一浩君)** お答え申し上げます。まず、DVの関係のお話をさせていただきます。DVを理由に避難されている方の中には、御承知のとおり、その御事情によりまして、今のお住

まいの市区町村に住民票を移すことができない方々がおられます。このため、今回、総務省といたしましては、DV被害者支援団体の御協力も得まして、DVを理由に避難している被害者の方のその旨をお住まいの市区町村に申し出ていただくことで、実際の居住をされている地である市区町村から給付金を支給していただくというふうに行っているところでございます。

この特別定額給付金につきましては、一日も早く国民の皆様の手元に給付金をお届けするため申請受付が早期に開始される必要がある中で、DVを理由に避難している被害者に給付金を確実にお届けできますよう集中的に取組も行つていまして、出させていただいているところでございます。

今後も、しっかりと周知徹底、そして市区町村やDVの方々を支援する団体との情報の共有に努めてまいります。

また、児童養護施設、あるいは高齢者で虐待を受けていらつしやる方々、こういった施設などにも御協力いただきまして、施設が所在する市区町村から申請書が郵送されることとしたところでございます。これにより、御本人又は施設の職員から申請を行つていただくことによりまして御本人に給付金が支給されることとしております。その際、本人に口座がないという場合には、施設の職員が代理申請を行うことによりまして当該施設の職員を通じて給付を受けることができます。

いずれにいたしましても、市区町村への周知を改めて徹底いたしますとともに、関係機関との情報共有にも努めてまいります。

○**岸真紀子君** このDVの方のことですが、二重給付でもやむを得ないというふうにおっしゃられております。後で返してもらえばいいんだと言いますが、一方で自治体の現場の状況も把握しておいてほしいんですが、そうはいっても、民法での債権回収となるので相当現場苦勞します。この実

態だけ申し添えておきます。そんなに簡単なものではない、精神的な苦痛も職員にとつて出てくるのであろうというふうに思っています。とはいえ、やっぱり行き渡る仕組みにしていかなきゃいけないので、対策としてはいいと思われま

この給付金について、自宅でオンラインの申請ができないとか、障害を持っていないとか、高齢者だけの世帯で記入の方法が分からないといった方も出てくると思います。なおかつ、離れた方、親の世帯と、住んでいる方が、本当であれば記入をしてあげたいんだけどできないという方も実際に出てきているんですよ。離れて暮らしている方々、親の申請を代わりにやりたくてもできないと。そういうときに、役場にどうしても来ちゃやうと思うんですよ。

これを避けるためにはやっぱりなるべく簡素なやり方が必要なんです。例えば、金融機関の口座のコピーを添付するというふうになっていきますけど、自分でコピーできない方もいるので、できれば、縦割り行政で難しいのかもしれないですが、障害年金も含めて年金受給者は年金口座へ振り込むというふうな対応ができないでしょうか。

○政府参考人(前田一浩君) まず、委員御指摘のとおり、御本人によります申請が困難な方々もいらっしゃると思います。今回は郵送による手続、窓口での手続ということも含めるかもしれませんが、代理人による申請ということも認めることにしております。

また、お話にございましたが、先日、これ二十四日にお示しいたしているところですが、申請書の標準様式の中で、市区町村の事務の中で市区町村が把握しております水道料あるいは住民税等の引き落とし、また児童手当等の支給、こういったものに現に使用しておられる口座であつて御本人の名義である場合には、振り込み先口座確認の書類の添付を不要としております。

りません。したがって、これは個人情報にもなりませんので、御本人の同意を得た上で日本年金機構に照会するという必要が生じます。この点につきまして、念のため、あらかじめその市区町村及び日本年金機構にこの活用というのはどうなんだというふうに御意見も伺いましたが、やはり事務負担への増大というふうなもの、懸念が示されたところでございまして、私も総務省といたしましては、残念ながらこのような手法を市区町村に推奨するのはちょっと控えたいというふうに考えているところでございます。

○岸真紀子君 調べてくれてありがとうございます。なるべくいろいろな方が、窓口で感染を起さないようにというふうに対策の方、引き続きお願いいたします。

いろいろと質問を用意したんですが、時間も限られてきたので少し飛ばさせていただきますが、医療現場を始め自治体の現場は深刻な差別とか偏見も受けていまして、心身共に不調が出始めております。その医療現場を含めた自治体の現場に対してこのメンタルヘルスケアという、何か対策の方はございますでしょうか。

○政府参考人(大村慎一君) お答えいたします。地方公共団体が新型コロナウイルス感染症への対応を進める際には、メンタルヘルスを始めとする職員の健康保持に十分な配慮を払う必要があるものと考えております。この点は、職員の安全と健康の確保について、労働安全衛生法上の事業者の責務でもございます。

このため総務省では、三月二十六日付で各地方公共団体に対して、各共済組合が実施する相談事業や地方公務員安全衛生推進協会が行うメンタルヘルス対策サポート推進事業などにつきまして積極的に活用していただくよう通知を発送したところでございまして、今後とも関係省庁と連携を図りながらしっかりと対応してまいりたいと考えております。

○岸真紀子君 日赤の方は、日赤病院ですね、職員と家族のメンタルヘルスケアも拡充するという

ようなニュースもありますので、引き続き対策の方を考えていっていただきたいと思っております。

あわせて、ちょっと通告はしていないんですが、医療従事者などに労災は認定されるというふうな今回拡大をしたというふうになっております。公務災害も幅広く認定ができるかどうかというのを伺いたいと思っております。

○政府参考人(大村慎一君) お答えいたします。公務災害につきまして同様でございます。特にその感染経路が今回の場合はつきりしないものもございまして、そういうものについてもその従事した環境等を見たところで、そこを確認した上で災害補償できるように、そういったことは、本日ですが、通知を出させていただきますのでよろしくお願いいたします。

○岸真紀子君 ありがとうございます。是非周知の方をお願いいたします。

次に、危険手当の関係なんです。新型コロナウイルス対応の危険手当について総務省の方から二回目の通知も出していただいたこと、ありがとうございます。是非自治体の方でもこういったもの通知を使いながら、危険な作業をされている方に手当を出していくというふうにしていくと思われ

一方で、自治体で、消防に關しても必要というふうに考えますが、消防の方はどうなっているでしょうか。

○政府参考人(米澤健君) お答え申し上げます。新型コロナウイルス感染症によりまして生じた事態に対処するための防疫等作業手当てにつきまして、その特例について総務省の公務員部から三月十八日と四月二十一日の二度にわたって通知がございまして、消防庁といたしましては、これらの通知に關しまして、三月十九日、四月二十三日のそれぞれ、都道府県を通じて全国の消防本部に対し周知を行っております。

引き続き、機会を捉えまして、消防本部に対し周知をしてまいりたいと考えてございます。

○岸真紀子君 是非引き続き、消防の方にもよろ

しくお願いいたします。

自治体の職員数についてなんです。災害時等は自治体間の相互協力で、総務省の、それからその自治体間の相互協力というものが基本姿勢であると思うんですが、今回のように全国的な規模の場合、相互協力つてやっぱりならないです、できないです。なおかつ、これから、起こらないことが一番望ましいんですが、梅雨時期になって自然災害も複合的に発生する可能性もあります。

高市大臣、いつ起こるか分からないんですが、地方にやっぱり必要な正規の職員を確保すべきかと思っております。お考えをお聞かせいただけますか。

○国務大臣(高市早苗君) 今般の新型コロナウイルス感染症への対応に当たっては、もう地方公共団体の各分野でこれまで経験したことがないほどの業務が生じており、人的なりソースが限られている中で、保健福祉を始め、もう多様な分野で懸命にお取組をいただいていると思っております。

地方公共団体の職員数でございましてけれども、防災関係の職員、また児童相談所の職員、また保健師、助産師などは近年増加してきております。その時々々の社会情勢の変化に対応して必要な人員配置を行っていただいていると思っております。

地方公共団体の定員管理につきましては、各団体が自主的に御判断いただくことが基本でございますが、今回の新型コロナウイルス感染症や大規模災害への対応などで最近明らかになった行政課題というのをしっかりと踏まえて、地域の実情に応じた適正な定員管理に努めていただき、必要な行政需要に応えるということが重要だと考えております。

○岸真紀子君 ありがとうございます。是非、自治体の職員が足りないということをこれから意識をして、職員を増やしていくという方向に持っていくっていただきたいと思っております。

自治体が担わなければならないのでちよつとお聞きをしますが、子供がいる家庭で保護者の方が感染をして家庭内での育児をする方がいなくなつ

した場合、このコロナ禍でどのように対応するかというのを伺います。

○政府参考人(依田泰君) お答え申し上げます。

御指摘のような保護者が入院して子供の養育が可能な親族等がない場合におきまして、子供の保護を含めて適切な支援が必要となるというふうにご考えております。

このようなケースにつきまして、自治体に対して、児童福祉部門と衛生部門が連携いたしました。都道府県、市町村のほか関係施設等と相談の上で子供の保護の対応について検討するよう通知しているところでございます。

さらに、四月二十三日でございますけれども、自治体に対しまして、こうした場合の具体的な対応策の例示をいたしまして、児童相談所の一時保護所や児童養護施設等に委託して一時保護を行う等の事例を示すほか、また、既存の一時保護所等の活用が難しい場合につきましては、限定的な措置をいたしまして、例えば自治体が設置している施設の一部を専用の一時保護委託先として活用することや、また宿泊施設を含めて既存の施設を一時保護所の一部として転用する等の事例も示しているところでございます。

これらを踏まえまして、自治体におきまして子供を保護する受入先の確保などの対応について検討されているというふうにご考えておりますけれども、厚生労働省をいたしましても、引き続き、これらの状況をしっかりとフォローアップをいたしまして、必要な体制が確保されるよう必要な支援に努めてまいりたいと存じます。

○岸真紀子君 御承知だと思いますが、一時保護所というのは常に満杯な状態にあります。なので、自治体に任せるといっただけじゃちょっと足りないのと、例えばほかの施設を借りてというふうにご考えていたと思いますが、箱物があっても人が足りないという事例も考えられますので、国としても対策の方を考慮しておくことが必要ですので、また引き続きお願いいたします。

同じく、感染によって家庭内の介助者がいなく

なった高齢の方とか障害者の方についてはどのような対応になるでしょうか。

○政府参考人(諏訪園健司君) 介護サービスは、高齢者や障害者、そしてその家族の生活を守るために必要不可欠なものでございまして、感染防止対策を徹底しました上で必要なサービスが提供されるのが重要であると考えているところでございます。

要介護者の在宅介護に当たっている家族などが陽性となった場合、ケアマネジャーを中心にサービス調整を行い、必要な訪問サービス等の提供が行われることとなります。また、障害者の訪問サービスについても、十分な感染防止対策を前提として必要なサービスが継続的に提供されることが重要であると示しているところでございます。

政府をいたしましては、訪問サービス等の提供に当たりまして、地域の保健所と相談し、感染症防止を徹底した上で必要なサービス提供が行われるよう周知を図るとともに、介護サービス事業者等におきまして新型コロナウイルスの影響により職員が不足した場合においてもサービスの継続的な提供につながるように、一時的に人員や運営の基準を満たすことのできない場合にも介護報酬などを減額しない取扱いとするとともに、訪問介護等につきまして、感染防止のために短時間の実施となった場合も従来どおりの報酬算定を可能とするなどの介護報酬等の算定上の特例を設けているところでございます。

また、職員の確保につきましては、二月十七日付けで、職員の不足する介護施設等から応援の派遣要請があった場合には積極的に対応いただくことや、従業者が不足する介護施設や事業所に対し介護職員などの応援職員の派遣を調整する都道府県に助成を行うこととしております。

こうした特例や支援を活用していただくことでサービスの確保を図ってまいりたいと、このように考えているところでございます。

○岸真紀子君 介護もなんですが、障害者もやっ

ぱりこれ相当大変だというふうに思います。受入先がないんじゃないかと思うんです。障害者向けの事業所の関係で、厚労省、二十八日まで新型コロナウイルスの影響で九十事業所が休業しているというふうな発表もしています。しっかりと、だから、今から国としても対策を考慮しておくべきだと考えます。

それと、全国の保健所の数の問題なんです。三十年間で約半分に落ちました。PCR検査というふうな言われていますが、保健師なども減少して、結果として公衆衛生の力が落ちています。

今すぐではないのかもしれないですが、感染症対策として保健所等の見直し議論、これ必要ではないでしょうか。

○政府参考人(吉永和生君) お答え申し上げます。

地域における様々な公衆衛生上の課題の対応に当たりまして保健所は非常に重要な機能を果たしております。また、委員御指摘のとおり、今般の新型コロナウイルス感染症対策においては全く最前線として非常に御努力いただいているところでございます。

委員御指摘のとおり、近年、保健所数は減少傾向にございますけれども、地域保健法が平成六年に制定されておりますが、この法律に基づきまして、母子保健分野など住民に身近な保健サービスにつきましては保健所から市町村に移譲するということ、また、広域的、専門的かつ技術的拠点として保健所の機能強化を図るため規模の拡大や施設設備の充実を図ることとし、都道府県保健所の所管区域を二次医療圏等とおおむね一致することを原則としたことがございます。

このようなことから、市町村との役割分担の明確化やその機能強化を進める中で結果として集約化が進んでいる状況でございますけれども、各自治体におきましては、地域の実情を踏まえながら必要な体制の確保が行われているものと認識してございます。

各地域におきまして、少子高齢化による人口減

少や厳しい財政状況に置かれている状況ではございますけれども、国としては、引き続き、各自治体に対しまして必要な体制の確保を求めるとも

に、自治体職員を対象とした実地疫学の専門家の養成や、地震、豪雨などの災害に対応するための健康危機管理支援チームの養成などによる人材育成などに努めてまいります。また、今般のコロナウイルス対策につきましては、臨時職員につきましては、助成制度なども設けているところでございます。

いずれにいたしましても、今後とも、保健所の機能強化に向けた必要な支援は行つてまいりたいと考えているところでございます。

○委員長(若松謙維君) 時間が参りましたので、おまとめをお願いします。

○岸真紀子君 はい。

時間となりましたので、これで終わります。質問を用意していただいた方、申し訳ありません。

○山本博司君 公明党の山本博司でございます。

本日は、補正予算案に関する中で、特別定額給付金に関して伺いたいと思います。

この特別定額給付金は、日本国内の全ての住民に一律十万円を給付するものでございます。我が国全体が一丸となつてこの困難を乗り越えようという連帯のメッセージが込められております。この給付事務につきましては総務省が所管する立場にあるということでございますけれども、全ての住民に速やかに漏れなく給付できるように準備を進めていただきたいと考えます。

まず、給付の時期について伺います。この給付金は、迅速に現金が行き渡ることが重要でございます。今回は郵送、またオンラインでの申請で、銀行口座への振り込みとすることになっております。

各市区町村では補正予算を組む必要があり、早め早めの対応が求められております。まずはこの補正予算を速やかに成立させることが大事でございますけれども、迅速な給付に向けて、地方公共団体への依頼をどのように行っているのでしょうか

か。もう既に総務省からは事前に進めていただくように通知を发出していると思えますけれども、この点について大臣に確認をしたいと思えます。

○国務大臣(高市早苗君) 総務省からの通知についてお尋ねでございますが、まず、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策が四月二十日に閣議決定されました。ここで特別給付金事業が実施されることとなりました。この四月二十日付けで、この事業の実施について地方公共団体に対して最初の通知を发出いたしました。

その内容でございますが、その二十日時点での制度案をまずお知らせするとともに、一日でも早く給付金を皆様にお届けするべく、市区町村においてシステム改修などの事前準備に早急に着手していただくこととともに、各市区町村の令和二年度補正予算の早期成立に御尽力いただくことをお願い申し上げます。

その翌日には、衛星通信ネットワークを通じた地方公共団体向けの説明会を実施いたしました。さらに、私から全市区町村長、全都道府県知事宛てに四月二十二日付けで給付に向けた事前準備の内容について列挙したものをお知らせし、四月二十四日には申請書の様式などについて御連絡をいたしました。一番時間掛かったのが封筒の印刷であったりしますので、そういったことも細かく通知をさせていただきました。

○山本博司君 ありがとうございます。

既にあしたから給付をされるような、そういう町村もあるというふうに聞いておりますけれども、今後、ほかの自治体が給付がスタートしているのに我が町ではまだ申請書も届いていないと、こういう声も想定されると思えますけれども、そういう意味では、全国に速やかに手続が進むように是非ともお願いしたいと思えます。

次に、給付対象者に関して伺います。

今回の給付金の対象者は基準日において住民基本台帳に記録される者となっております。住民登録されていない無戸籍者が対象要件から除外をされてしまうおそれがございます。本年三月十日

時点で、法務省が把握する無戸籍者は七百六十八人おりますけれども、そのうち自治体に住民登録されている無戸籍者は約五九％にすぎません。

公明党としても高市大臣に要望いたしました。把握できていない無戸籍者もいることから、二重払いとか成り済ましの受給を防止する措置を講じながらも、柔軟に対応して、申請するこの無戸籍者に関しましては速やかに給付すべきと考えますけれども、大臣の認識を伺います。

○国務大臣(高市早苗君) 先般、公明党の皆様には大臣室までお出かけいただきまして、この住民基本台帳に登録されていない無戸籍者の方々に対しても給付をするようにというお話をいただきました。これは、本人の責に帰すべきではない事情によって給付対象外となることとは不適当だと考えております。このため、住民基本台帳に登録されていない無戸籍の方についても給付対象とすることいたしました。

具体的な取扱いですが、無戸籍者の相談を受けた市区町村から法務局に対してその方を無戸籍者として把握していることの証明を求めまして、それに対して法務局が確認の結果を通知して、その通知を受けた市区町村においてその方を給付対象として認めたいというものでございます。

○山本博司君 ありがとうございます。是非ともよろしくお願ひしたいと思います。

次に、受取の方法について伺います。様々な事情から金融機関に口座をお持ちでない方もいらっしゃると思います。また、高齢者や障害者の方には郵送での手続が難しい方もいらっしゃると思います。今回は非接触型の対応が求められておりますけれども、やむを得ず窓口で申請受付を行う場合には対象者をどのように規定しているのでしょうか。

○政府参考人(前田一浩君) 御指摘のように、この今回の特別定額給付金につきましては、新型コロナウイルス感染症対策と、そういったことに配慮することが非常に重要な課題になってお

ります。したがって、この給付金の申請は郵送やオンラインによる申請を基本というふうにしておりまして、また給付自体につきましても口座の振り込みということを原則としております。

しかしながら、御指摘のように、銀行口座をお持ちでないという方も存在するの事実でございますので、まさにこれはやむを得ないというふうな事例といたしまして、窓口において御申請、そして給付するというところも考えているところでございます。

○山本博司君 ありがとうございます。

こうした給付手続の際には、特に視覚障害者の方に対して、書類に点字や若しくは音声コードの付与といった配慮も必要があるかと思えます。総務省から各地方公共団体に対してどのような配慮を求めているのでしょうか。

○政府参考人(前田一浩君) 視覚障害者の方につきましては、この特別定額給付金の申請、受給に当たりまして、給付金自体の情報が十分届かなかったり、申請書が届いても申請方法が分からない、かような事態が考えられるところでございます。

このため、今般の特別定額給付金事業におきましては、視覚障害者の方にも給付金に関する情報や申請方法などの情報を適切に入手していただけますよう、まず国で作成いたします給付金に関するチラシに給付金の概要ですとか申請方法などの情報を読み上げる音声コードを印刷する、あるいは点字新聞を活用して広報を実施するなど、こうしたことを検討し、取り組んでまいりたいと考えております。

あわせて、地方自治体においても申請書を郵送する際などにも視覚障害者の方にも配慮いただくよう、総務省からも働きかけをしてまいりたいと考えております。

○山本博司君 ありがとうございます。大変大事な点でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、相談窓口に関して伺います。コールセンターの設置に関しまして、今、新型コロナウイルス対策に関する他の融資や雇用に関する電話相談窓口も混み合っております。なかなか通じないという声が聞かれます。今回のこの給付金に関しても、今後手続が開始されれば問合せが数多く来ることが想定されます。

給付開始から三か月という手続という期間が限られていることを考えますと、その間にできる限り体制を充実させて対応していただきたいと思えますけれども、この点に関しての認識を伺います。

○政府参考人(前田一浩君) まずもって、総務省におきまして、特別定額給付金に関する問合せに対応するため、四月十七日からコールセンターを設置いたしますとともに、総務省のホームページ上に本給付金に関する概要ですとかQ&Aについても掲載を行っているところでございます。

コールセンター設置当初から大変多くのお問合せをいただいております。電話が大変つながりにくい状況となっておりますが、翌週の二十日からオペレーターの数を増員し、状況の改善に努めてきたところでございます。また、今後さらに、具体的には五月の二日からオペレーターの数を増員することとしておりまして、更なる体制の充実を図ることとしております。

また、これは、以上申し上げましたのは国としての取組でございますけれども、今後、地方公共団体におきましても住民からのお問合せが増えるということが考えられます。団体の規模などを踏まえまして、必要に応じてコールセンターを設置されるというケースも出てくるのではないかと考えております。その場合の費用につきましては十分の十の国庫補助金によりまして支援してまいりたいと、かように考えております。

○委員長(岩松謙維君) 時間です。

○山本博司君 ありがとうございます。しっかりとこの定額給付金が全ての皆様に給付で

きるように、今後ともよろしくお願いしたいと思  
います。

以上でございます。

○柳ヶ瀬裕文君 日本維新の会の柳ヶ瀬裕文でござ  
います。

端的に何点かお伺いしていきたいと思  
います。まず最初に、高市大臣、お体は大丈夫で  
しょうか。大丈夫ですか。心配しています。本  
当に大臣、見ていても、とにかくいろんな会議出席  
されていますよね。

政府の会議の様子も、とにかくテレビに出てく  
るわけですけど、あれ、密ですよ、密じゃない  
んですかね。これ、危機管理上どうなのかなとい  
うふうに思っております。ですから、私は、意思  
決定権者である総理、また大臣は、もう完全に  
モートにするべきではないかというふうに思うわ  
けです。

総務省は、このリモートワークの推進というこ  
と、これの一番先頭に立ってこれをやっているわ  
けでありますけれども、私は、やっぱり遅れてい  
るのはこれ政府であったり、この国会は、まあ民  
間の皆さんにもっとリモートワークしろと、通  
勤を減らせと、八割削減だということをやっている  
わけですから、国会そのものが変わっていか  
なければいけないと思えますし、政府もその在り方  
を大きく変えていくべきだというふうに思ってお  
ります。

ただ、それはこれからしっかりと議論をしてい  
きたいと思うんですけれども、今日はその一端が  
高市大臣の御英断によって進んだというふう  
に思っておりますけれども、これ地方議会の話であ  
ります。地方議会の委員会が、今日付で発出さ  
れた通知によって、オンライン会議により開催す  
ることは差し支えないということが確認された  
ということでありまして、これは、今日の  
出た通知によって、地方議会における委員会はオ  
ンライン会議でも問題ないという認識でいいの  
かどうか、この点をまずお伺いしたいと思います。  
○国務大臣（高市早苗君） 地方自治法では委員会

の定足数や表決に関する事項を条例で定めるとい  
うことになっておりますので、この新型コロナウイルス  
イルス感染症対策に係る地方議会の委員会の開催  
方法について地方公共団体から問合せがございま  
した。それを受けて、本日、地方公共団体宛てに  
通知を出しました。

この通知の中で、各団体の条例や会議規則など  
について必要に応じて改正などの措置を講じてい  
ただくこと、そして、この新型コロナウィルス感  
染症の蔓延防止措置の観点などから、例えばテレ  
ビ電話会議システムなどを活用して委員会を開催  
することは差し支えない旨をお知らせしました。

また、さらに、委員会開催する場合には、議事  
の公開の要請への配慮、議員の本人確認、また自  
由な意思表明の確保などにも十分留意をしていた  
だき、情報セキュリティ対策も適切に講じていた  
ただくということをお願いいたしました。

○柳ヶ瀬裕文君 ありがとうございます。

これ、本当に私、前進だということに思っ  
ておりました。しっかりとこういうふうな総務省が  
通知を発出するというのが私は重要なことだとい  
うふうに思っておりますけれども、ただ、こ  
れ、委員会がオンラインでできるということに  
なっても、本会議においてはこれはまだ縛りがあ  
るといふことであります。現に議場にいることが  
必要だということ、今日発出された通知にもわ  
ざわざ、法第百十三条及び百十六条第一項にお  
ける本会議の出席については現に議場にいること  
で、わざわざこれ書かれていたわけですよ。

ですから、もうこれ、この際に是非、この本  
議、百十三条の改正ということも含めて、地方議  
会がオンライン会議でできるということ、これリ  
スク管理の側面も含めて是非御検討いただきたい  
というふうに思いますが、大臣の見解を伺  
いたいと思います。

○国務大臣（高市早苗君） 地方議会というの  
は、多様な住民の皆様の意見を集約して団体意思を  
決定するという非常に大切な役割を果たしておられ

ます。

この本会議における審査及び議決というのは、  
まさに団体意思の決定に直接関わる行為でござ  
います。この議員の意思表明というのは、疑義が生  
じる余地のない形で行われる必要がございます。  
また、その議会の会議の内容及び議員の活動とい  
うものも住民の皆様公表すべきものだと考えて  
おります。国会でも、やはり憲法の規定もあり、  
本会議、まあ委員会もそうでございますが、定足  
数があり、出席を前提としております。

地方議会の本会議のいわゆるオンラインによる  
出席というものについては私の独断でも決められ  
ないこととございまして、団体意思を決定する大  
事な場所であるということから慎重に考えなけれ  
ばならないと存じます。

○柳ヶ瀬裕文君 ありがとうございます。

これは変わるいい機会だということに思いま  
す。イギリスの議会も、伝統ある議会でありま  
すけれども、オンライン議会のハイブリッド方式と  
いうことでありますけれども、新しい一歩を踏み  
出しました。こういう変化にしっかりと対応でき  
るのかどうかというのがまさに我が国の力量  
が問われていることだと思えます。

ですから、今おっしゃったように、地方議会の  
本会議、これは、この国の本会議も出席という  
は現に議場にいなければいけないんだという解  
をされているようでありまして、国からしつ  
かりとこれは変わっていかねばいけないだろ  
うというふうに思いますが、是非これ御検討  
をお願いしたいというふうに思います。

それで、今日は財務省、遠山副大臣にお越しい  
ただきましてありがとうございます。遠山副大臣  
には一問だけお伺いしたいというふうに思っ  
ております。

これ、自治体が休業要請をした事業者に対して  
協力を金銭を給付するということになっていま  
す。東 京都の場合、感染拡大防止協力金という形で五十  
万円、百万円を給付するということになっていま  
す。これが課税対象となつてい

いうことで様々な議論がなされてきたわけであり  
ます。これは収益に当たるといふことで当然課税  
されるだろうということが一つのロジックなん  
ですけども、それはそれで分かるんですけどね。  
ただ、私は、これは所得税法の九条一項十七号に  
は、心身又は資産に加えられた損害について支  
給を受ける相当の見舞金という、この見舞金につ  
いては、これは非課税なわけでありまして。す  
から、私は、どちらかというとこの見舞金に相当  
するんではないかというふうに考えるわけでは  
ないかと、財務省はこの考え方は取らないとい  
ふふうに聞いております。

ただ、これ、税制上の特例措置というのを今  
にかいくろんな形でやっているわけですよ。そ  
れで、事業者の資金繰りの支援ということも併  
せて、この困難な状況の中で何とか事業所をし  
かりと応援していこうというのを政府一丸とな  
ってやっているわけですよ。その中で、この協  
力金についてはこれまでの慣例どおり課税をして  
いくんだということとは、ちよつと納得い  
かないなというふうなことは私に思っています。  
これは地方創生臨時交付金も使えるよとい  
うことになつたわけですよ。国が地方自治体  
にこれを交付金として出して、地方自治体は  
それを事業所に配ると、それが、また逆に  
国が課税をして国に還流されるというふう  
なことを考えるわけでありまして。

このような在り方というのは、これは額として  
見ればそんなに大した額にならないと思いま  
す。まあ黒字になる企業がどれくらいいるのか  
というの、これは額として配つていくも  
損失補填という意味合いも含めて配つていく  
のだということですから、それは額として  
微々たるものなんでしょうけれども、これ  
メッセージの打ち出し方としては、これは非課  
税にするという方が政府のこれまでの姿勢と一貫  
した形になるんではないかというふうに思  
います。

改めて、これ非課税にすべきだといふ  
ふうに考



えますけれども、副大臣のお考え聞きたいと思ひます。

○副大臣(遠山清彦) 柳ヶ瀬委員にお答えを申し上げたいと思ひます。

もう先生お分かりの上で御質問だと思ひますが、この自治体の協力金というのは様々なものがあるわけがございますので、様々なにあるということ、その課税関係というのは一律ではないということでございます。

先ほどの委員の御質問の中の御発言にもちよつと重なる部分ありますが、一般論として申し上げますと、この支給の根拠となる法令に非課税規定があるものを別にしますと、一つあるわけですね。

一つは、事業者、これは個人事業主、法人の営業損害、すなわち収入の減少や営業費用の増加などに当たるのがこの営業損害でございますが、それや被用者の収入減を補償するもの、補填するものなどは所得計算上収入に計上する必要があるので、ですから、先生が念頭なのは例えば東京都の協力金などもありませんが、事業について補償するような形で、事業について支給するものについてはやり収入として計上する、ということは課税対象になると、こういう整理をしております。

一方で、先ほど委員の方からお見舞金という考え方取らないのかというお話ありましたが、これはそうではなくて、二つ目のカテゴリーは、家計に生じた追加的な支出や心身の損害に対する賠償金ないし相当の見舞金としての性質を持つものは非課税という整理をしております。

よつて、この自治体の協力金が、まあ東京都は国税と大分やり取りして一定の結論を出したと私は認識しておりますが、その他の自治体はその協力金をどういう性質のものにするかによつては議論の余地というのはあるんだろうというふうに思っております。

いずれにしても、国から支給する持続化給付金というのがありますけれども、あれと同様に、事業に関して支出される協力金ということであれば、これは税務上事業収入に計上されることになる。

ただ、先生が御存じのとおり、この今のコロナの問題での現下の情勢に鑑みれば、多くの事業者というのは売上げの減少や各種経費の支払などによつて協力金を受けてもなお赤字となると考えられておりまして、その場合は課税所得は生じないというふうにご理解をいただければと思ひます。

以上です。

柳ヶ瀬裕文君 非常に丁寧な御答弁、ありがとうございます。

今、私は、ちよつと、何というか、想定外の答弁でありまして、この拡大協力金の性質によっては、これは非課税になるパターンもあるんだというふうに今認識をさせていただきました。しっかりとこれ、是非、全国知事会もこれ要望していることでありまして、今後検討を引き続きお願い申し上げます。

ごめんなさい、時間がなくなつてしまいましたので、平副大臣にもお越しいただきましてありがとうございます。

これから夏場がやってくるわけですが、これも、避難所の問題、新型コロナウイルス対策でありますけれども、これは大きな問題だということに考えております。

政府は、四月一日、七日、通知を发出されました。この通知を私よく熟読をしたわけですが、十分な換気をするとか、避難所に、できるだけ多くつくることとか、いろんなことが書かれていて、早急に出されたという意味ではこれ評価するわけですが、これだけだとなかなかこれは動くことはできないということの中で、一つには、そのガイドライン、避難所の運営ガイドラインがあると思ひます。これをしっかりと改定していただきたいということ、早急に改定していただきたいということ、それから、少なくとも避難所において、マスクや手洗いの消毒液、これだけで

も備蓄の支援を是非お願い申し上げたいと思うわけでありまして、もちろんマスクが今でも足りないというものは分かつていますよ、分かつているんですけども、これも併せて喫緊の課題ですから、優先順位を付けて、順番でも構いませんから、これは御支援をお願いしたいということで御答弁いただきたいと思ひます。

○副大臣(平将明君) 避難所における新型コロナウイルス感染症の対応については、今御指摘がありました四月七日と、あと四月一日にも、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針を踏まえて、災害発生時における留意事項について、関係省庁連名で都道府県宛てに通知をしたところで

さらに、四月二十八日に、その場所が足りないんじゃないかという御指摘もありますので、避難所としてホテルや旅館の活用等検討を推進するため、厚労省及び観光庁から宿泊団体に對して、受入れ可能なホテル、旅館等のリストをあらかじめ作成しておくように依頼するとともに、内閣府や消防庁に加えた関係省庁が連名で都道府県に對して、宿泊団体等と必要な場合に連携しつつ、避難所の確保を円滑に進めるように通知をまた出させていただきました。

今後は、関係省庁と連携をして、避難所における新型コロナウイルス感染症への対応に必要な事項について、自治体の意見を伺いながら、より具体的な助言等を行つてまいりたいと思ひます。

また、あわせて、今マスクと消毒液のお話がありました。これ、極めて重要な指摘だと思ひます。ただ、現在ちよつと品薄の状態になっておりますので、今備蓄してくださいというわけにはいきませんが、我々も必要な備蓄だということに思つております。そのような問題意識は自治体として共有したいと思ひますし、プッシュ型支援というのがありますので、そういうときも、マスクや消毒液、しっかりと必要な数量を渡すようにしていきたいと思つております。

○委員長(若松謙維君) 柳ヶ瀬君、時間が参つておりますのでおまとめください。

○伊藤岳君 日本共産党の伊藤岳です。野党は中小事業者への家賃支援法案を共同提出しましたが、中小企業庁に聞きます。国は中小事業者への家賃の補填を一体いつから始めますか。

○政府参考人(鎌田篤君) お答えいたします。経済産業省といたしましては、テナントとなる中小事業者などへの事業継続の支援といたしまして、日本政策金融公庫などが既に実施しているような実質無利子無担保、元本返済を最大五年間据え置くなどの融資措置を講じていますとともに、持続化給付金によりまして使途の制限のない資金を供給するというところで、中小・小規模事業者の家賃負担の軽減に取り組んでいくこととしていくところでございます。

このうち、地代家賃の支払などにも用いることができる使途の制限のない資金といたしまして持続化給付金でございますけれども、一日も早く事業者の皆様にお届けすることが重要であるというふうにご考えておられて、補正予算成立の翌日から申請受付を直ちに開始し、早ければ五月八日にも事業者への給付を開始したいというふうにご考えているところでございます。

○伊藤岳君 持続化給付金で頑張つてもらいたいと言っていますが、二百万円ですよ。事業者がばたばた倒れていきますよ。これ、見て見ぬふりをするんでしょうか。

埼玉県商工団体連合会が昨年八月に実施した調査で、営業所得、つまり収入から必要経費を引いたものが年間三百万円未満の中小事業者が四八・一%を占めていました。四十代夫婦、子供二人で営業所得二百五十七万円のモデル世帯の場合、税や国民年金などを引きますと月十七万円となり、貯金までは回らないんです。この収入減の中、家賃を払う蓄えはないというのが実態です。

さいたま市の飲食店のおかみさんは、売上げがゼロの日もある中で、六十三万円の家賃の請求が来て途方に暮れています。このおかみさんは、生

命保険を解約して百四十万円を受け取って、これを家賃に充てるそうです。百四十万円から六十三万円の家賃を引いたら八十万円を切ります。来月分の家賃を支払ったらもうおしまいと言っています。

中小企業庁、こうした事業者を救ってくれますよね。持続化給付金は追加して、継続して給付してくれませんか。どうですか。

○政府参考人(鎌田篤君) お答えいたします。

事業者ごとに組織規模ですとか所在地による差がございますので一概に申し上げることはできませんけれども、例えば中小・小規模法人の九五%を占める五十人以下の事業者につきましては、固定費のうち地代家賃、広告宣伝費などを合計した費用の平均が年間四百万円程度、個人事業者につきましては年間二百万円程度といった推計も存在するところでございまして、こういったことも参考にしまして、持続化給付金につきましては、年間のこうした支払の負担の平均六か月分に相当する額として給付するということでございます。

経済産業省といたしましては、まずは持続化給付金の早期執行に取り組んでいきたいというふうに考えておりますけれども、今御指摘の点でございますが、その上で、今後の事態の推移を踏まえながら、事業者の皆様の声を真摯に耳を傾け、必要な支援について検討を行っていくこととしたいというふうに考えております。

○伊藤岳君 今後の事態の推移見てと言いますが、もう二月、三月、四月の三か月もたっているんです。今検討していただけますね、追加の給付。

○政府参考人(鎌田篤君) 我々もいたしましては、一刻も早くこの持続化給付金を事業者の皆様にお届けさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

いずれにしても、新型コロナウイルス感染症により経済の落ち込みにつきましては前例がないものでございまして、残念ながら感染症の終息が見通せない中で、今後どの程度の期間にわ

たり経済の下振れが継続するかは見通せないという状況にございますので、このような中、今後の事態の推移を踏まえながら、事業者の皆様の声に真摯に耳を傾けて、繰り返しになりますが、必要な支援について検討を行っていくということとしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○伊藤岳君 検討を行っていくと言われました。そこは確認しておきたいと思えます。

福岡市や北九州市などは家賃の八割の補償を始めています。自治体のこの動きは広がっていくと思われま。国が遅いからです。財政調整基金を取り崩して手当てする自治体もあります。例えば、毎年頻発する自然災害に備えた、そのための財政を切り崩している状況にあります。

内閣府にお聞きする。こうした地方自治体独自の家賃補償事業に補正予算で計上された地方創生臨時交付金を適用できますか。

○政府参考人(村上敬亮君) お答え申し上げます。

今回の臨時交付金は、コロナウイルス対策ということでありますれば、地域の実情に合わせて、家賃補助も含めて自由度高くお使いいただく仕組みでございます。

それから、既に先んじて始めておられるというお話ございましたが、交付決定前に着手した事業であっても、令和二年度予算に自治体で計上している予算であれば、四月一日までは遡って、これも令和元年度は地財措置が別途とられているからでございますけれども、四月一日以降に遡って適用できると、こういう仕組みにございませ

限られた財源ではございますので、国で共通でやっている制度をよく見極めた上でということではございますが、その上で、地域で御必要というふうに判断されるのであれば是非お使いをいただきたいと、こういうふうに考えてございます。

○伊藤岳君 地方自治体の家賃補償事業へ地方創生臨時交付金が適用できると確認させていただき

ました。

次に、補正予算に盛り込まれた徴収の猶予制度の特例では、前年同期比おおむね二〇%以上の収入が減少した場合に無担保かつ無利子で一年間徴収を猶予できるとしています。これが幅広く適用されてスピード感を持って実施されることが重要だと思います。

総務省に聞きます。このおおむね二〇%以上の収入の減少の適用に当たって、仮に二〇%以上に至らなくとも、例えば一八%とかでも、収入減少によるその事業者への影響を丁寧に関き取って徴収の猶予の適用を行うべきだと思いますが、いかがですか。

○政府参考人(開出英之君) 今回の徴収猶予の特例におきます前年同期比おおむね二〇%以上の収入の減少という基準の適用についてでございますけれども、収入の減少が二〇%に満たないことのみをもって一概に特例の適用が否定されるものではございませんで、二〇%未満の場合でありますも、個々の納税者の置かれた状況や今後の収入減少の見込みなどに応じて判断されるものと考えております。

○伊藤岳君 大臣に一つ提案があるんです。中小事業者が所有するものに掛かる固定資産税、都市計画税に軽減措置がとられますが、所有するものに土地は対象となっておらず、これでは僅かな軽減にしかなりません。土地も対象に含めることを是非御検討いただきたいと思えます。答弁は結構です。

大臣に聞きたいのは、最後に、この新型コロナウイルス危機の中、命と暮らしを守り、国民みんなで乗り切ろうというときに滞納者への差押えは控えるべきだと、このことを聞きたいと思えます。

埼玉県内のある市役所でこんなポスターが貼られていました。完納しないときは滞納者の財産を差し押さえなければならぬ。赤字で書かれたプレートです。その隣に、滞納処分強化、担保の提供というポスターも掲示をされています。また、千葉県八街市の市民からは、コロナの影響でフル

に働けなくなつたが、収入が減つたが、差し押さえられて困つているという相談も来ています。

徴収の猶予について丁寧に説明するどころか、滞納処分を殊更強調する、また、収入減で苦境に立たされている市民に差押えを強行する、こうした住民の首を絞めるような自治体の対応でいいのでしょうか。総務省通知、三月十八日の通知の趣旨にも沿わないのではないかと思います。大臣、どうでしょうか。

○国務大臣(高市早苗君) 新型コロナウイルス感染症の発生に伴って財産に相当の損失を受けた納税者や、売上げの急減により納税資力が著しく低下している納税者などに対する柔軟な対応を地方団体の税務当局に対して要請をいたしました。

また、差押えなどの滞納処分につきましては、地方税法によつて、滞納処分によつて生活を著しく窮迫させるおそれがあるときはその執行を停止できることとされております。

ただ、地方税に対する納税者の信頼を確保するという点も重要でございまして、差押えなどの滞納処分も含めて、地方税法などの規定に基づいて適切かつ公平な税務執行に取り組んでいただかなければならないと考えております。

○伊藤岳君 通知で自治体に猶予を促しているわけですから、その自治体の判断の実行を見届けていただきたいと思えます。

今、滞納処分や差押えを強いることは、生活となりわいを破壊することにつながります。生活となりわいが持ちこたえられなければ、その後、経済を立て直すとしてもできません。今、生活となりわいを応援し、家計を温めて担税能力を涵養することこそ、コロナ終息後も日本経済のまともな循環と持続可能な成長を可能にすることになると思えます。

大臣、最後に、新型コロナウイルスの影響が続く期間の間、差押えは控えるべきだと思います。改めて、どうですか。

○委員長(岩松謙維君) 時間が参つておりますので、簡潔にお願いします。

○国務大臣(高市早苗君) 各地方団体におかれましては、地方税法の規定をきつちりと踏まえながら、納税者の皆様の個別具体的な実情を十分に把握していただいた上で適正な執行に取り組んでいただきたいと考えております。

○伊藤岳君 終わります。

○委員長(若松謙維君) 他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。——別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

地方税法等の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(若松謙維君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長(若松謙維君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(若松謙維君) 令和二年度特別定額給付金等に係る差押禁止等に関する法律案を議題といたします。

まず、提出者衆議院総務委員長大口善徳君から趣旨説明を聴取いたします。大口善徳君。

○衆議院議員(大口善徳君) ただいま議題となりました法律案につきまして、提案の理由及び内容を御説明申し上げます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、都市部を中心に感染症が急増しており、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼしております。

このような状況を受け、政府は、四月七日、新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を発出するとともに、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策を閣議決定いたしました。

また、同月十六日、緊急事態宣言の対象地域が全国に拡大されたことに伴い、同月二十日に緊急経済対策が変更されました。

緊急経済対策では、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、一律に一人当たり十万円の特別定額給付金の給付を行うこととされました。また、児童手当を受給する世帯に対しては、対象児童一人当たり一万円を上乗せする子育て世帯臨時特別給付金を支給することとされました。

これらの特別定額給付金等は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響によって生活に困っている人々への支援を行うために支給されるものであり、その支給を受けることとなった者が自ら使用することを想定したものであります。

このため、特別定額給付金等を債権の強制的な取立てとして差押え等の対象とすることは、特別定額給付金等の支給の趣旨に反するものであります。

本案は、このような特別定額給付金等の支給の趣旨に鑑み、その支給を受けることとなった者が自ら給付金を使用できるようにするため、特別定額給付金等について、差押えを禁止する等の措置を講じようとするものであります。

次に、本案の内容について御説明申し上げます。

第一に、令和二年度の一般会計補正予算(第一号)における補助金を財源として市区町村から支給される特別定額給付金及び子育て世帯臨時特別給付金を令和二年度特別定額給付金等ということとしております。

第二に、令和二年度特別定額給付金等の支給を受けることとなった者の当該支給を受ける権利について、譲り渡し、担保に供し、また差し押さえることを禁止することとしております。

第三に、令和二年度特別定額給付金等として支給を受けた金銭について、差し押さえることを禁止することとしております。

第四に、この法律は、この法律の施行前に支給

を受け、又は支給を受けることとなった令和二年度特別定額給付金等についても適用することとしておりますが、この法律の施行前に確定した差押命令等に関しては、その効力を妨げないこととしております。

なお、この法律は、公布の日から施行することとしております。

以上が、本案の提案の理由及び内容であります。何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(若松謙維君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。——別に御発言もないようですから、これより討論に入ります。——別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

令和二年度特別定額給付金等に係る差押禁止等に関する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(若松謙維君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長(若松謙維君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時四十一分散会

四月二十八日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、地方税法等の一部を改正する法律案

地方税法等の一部を改正する法律案

地方税法等の一部を改正する法律案

(地方税法の一部改正)

第一条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

附則第十二条の二の十第二項及び第二十九条の八の二中「令和二年九月三十日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

附則に次の四条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例)

第五十九条 地方団体の長は、新型コロナウイルス感染症(新型コロナウイルス等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。次条第一項及び附則第六十一条第一項において同じ。)及びそのまん延防止のための措置の影響により令和二年二月一日以後に納税者又は特別徴収義務者の事業につき相当な収入の減少であつて総務省令で定める事実があつたことその他これに類する事実(次項において「新型コロナウイルス感染症等の影響による事業収入の減少等の事実」という。)がある場合において、これらの者が特定日(徴収の猶予の対象となる地方団体の徴収金の期日として政令で定める日)をいう。第一号において同じ。)までに納付し、又は納入すべき地方団体の徴収金で次に掲げるものの全部又は一部を一時に納付し、又は納入することが困難であると認められるときは、政令で定めるところにより、その地方団体の徴収金の納期限内にされたこれらの者の申請(地方団体の長においてやむを得ない理由があると認める場合には、その地方団体の徴収金の納期限後にされた申請を含む。)に基づき、その納期限から一年以内の期間(第二号に掲げる地方団体の徴収金については、政令で定める期間)を限り、その地方団体の徴収金の全部又は一部の徴収を猶予することができる。

一 特定日以前に納税義務又は特別徴収義務

一 特定日以前に納税義務又は特別徴収義務

の成立した地方税(政令で定めるものを除く。)に係る地方団体の徴収金で、納期限が令和二年二月一日以後に到来するものうち、その申請の日以前に納付し、又は納入すべき税額の確定したもの

二 政令で定める地方税に係る地方団体の徴収金でその納期限が令和二年二月一日以後に到来するもの

2 前項の規定による徴収の猶予の申請をしよとする者は、新型コロナウイルス感染症等の影響による事業収入の減少等の事実があること及びその地方団体の徴収金の全部又は一部を一時に納付し、又は納入することが困難である事情の詳細、当該猶予を受けようとする金額及びその期間その他の政令で定める事項を記載した申請書に、当該新型コロナウイルス感染症等の影響による事業収入の減少等の事実を証するに足りる書類、財産目録その他の政令で定める書類を添付し、これを地方団体の長に提出しなければならない。

3 第十五条の二(第一項から第三項までを除く。)、第十五条の二の二から第十五条の三まで並びに第十五条の九第一項及び第二項の規定は、第一項の規定による徴収の猶予並びに前項の規定による申請書の提出及び同項の規定により添付すべき書類について準用する。

この場合において、同条第一項中「災害等による徴収の猶予若しくは」とあるのは、「災害等による徴収の猶予、附則第五十九条第一項の規定による徴収の猶予若しくは」と読み替えるものとする。

4 第一項の規定による徴収の猶予は、第十五条第三項に規定する徴収の猶予とみなして、第十五条の五第一項、第十五条の六第一項及び第二項、第十六条の二第一項、第十八条の二第四項並びに第二十条の五の三の規定を適用する。

5 第一項の規定による徴収の猶予をした場合

における第十五条第一項の規定の適用については、同項中「場合」とあるのは、「場合(附則第五十九条第一項の規定の適用を受ける場合を除く。)」とする。

6 前各項の規定の適用がある場合におけるこの法律の規定に関する技術的読替えその他当該各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(新型コロナウイルス感染症等に係る耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の減額等の特例)

第六十条 第七十三条の二十四第三項に規定する耐震基準不適合既存住宅を取得し、当該耐震基準不適合既存住宅の第七十三条の二十七の二第一項に規定する耐震改修に係る契約を政令で定める日までに締結している個人が、

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により当該耐震改修をして当該耐震基準不適合既存住宅をその取得の日から六月以内にその者の居住の用に供することができなかつたことにつき総務省令で定めるところにより証明がされた場合において、当該耐震改修をして当該耐震基準不適合既存住宅を令和四年三月三十一日までにその者の居住の用に供したとき(当該耐震基準不適合既存住宅を当該耐震改修の日から六月以内にその者の居住の用に供した場合に限る。)は、同項の規定の適用については、同項中「当該耐震基準不適合既存住宅を取得した日から六月以内に、当該」とあるのは「行い、当該住宅の当該耐震改修の日から六月以内に」とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第七十三条の二十五第一項及び第七十三条の二十七の二第二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第七十三条の二十五第一項	一年六月以内、同項第二号	当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の耐震改修(第七十三条の二十七の二第一項に規定する耐震改修をいう。以下この項において同じ。)の日後六月以内の日まで、前条第三項第二号から当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の耐震改修の日後六月以内の日まで
第七十三条の二十七の二第二項	六月以内	同項の耐震改修の日後六月以内の日まで

(新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の家屋及び償却資産に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例)

第六十一条 租税特別措置法第十条第七項第六号に規定する中小事業者又は同法第四十二条の四第八項第七号に規定する中小企業者(以下この条及び次条において「中小事業者等」という。)(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第二百二十二号)第二条第五項に規定する性風俗関連特殊営業を営む者を除く。次項において同じ。)が所有し、かつ、その事業の用に供する家屋(その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるもの(これに類する家屋で法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含む。)に限る。次条において同じ。)及び償却資産(以下この条において「特例対象資産」という。)に対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二

条第一項の規定にかかわらず、令和三年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該特例対象資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格に、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により当該中小事業者等の事業収入割合(令和二年二月から十月までの間における連続する三月の期間の当該中小事業者等の収入の合計額当該中小事業者等が行う全ての事業に係る収入の合計額をいう。以下この号において同じ。)を当該期間の初日の一年前の日から起算して三月を経過する日までの期間の当該中小事業者等の収入の合計額で除して得た割合をいう。次号において同じ。)が百分の五十以下となる場合 零

二 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により当該中小事業者等の事業収入割合が百分の七十以下となる場合(前号に掲げる場合を除く。)

二分の一

2 前項の規定は、中小事業者等から、令和三年一月三十一日までに、総務省令で定める書類を添付して、市町村長(特例対象資産が第三百八十九条の規定の適用を受ける場合には、当該特例対象資産の価格等を決定する総務大臣又は道府県知事。次項において同じ。)に当該特例対象資産につき前項の規定の適用があるべき旨の申告がされた場合に限り、適用するものとする。

3 市町村長は、前項に規定する期間の経過後

に同項の申告がされた場合において、当該期間内に申告がされなかつたことについてやむを得ない理由があると認めるときは、当該申告に係る特例対象資産につき第一項の規定を適用することができる。

4 第二項の規定により申告すべき事項について虚偽の申告をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

5 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る先端設備等に該当する家屋及び構築物に対する固定資産税の課税標準の特例)

第六十二条 中小事業者等が地方税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第 号)の施行の日から令和三年三月三十一日までの期間(以下この条において「適用期間」という。)

内に生産性向上特別措置法第四十一条第二項に規定する認定先端設備等導入計画(以下この条において「認定先端設備等導入計画」という。)

に従つて取得(事業の用に供されたことのないもの)の取得に限る。以下この条において同じ。をした同法第三十六条第一項に規定する先端設備等(以下この条において「先端設備等」という。)

に該当する事業の用に供する家屋及び構築物(中小事業者等が認定先端設備等導入計画に従つて、法人税法第六十四条

の第二第三項に規定するリース取引(以下この条において「リース取引」という。)

に係る契約により家屋及び構築物を引き渡しして使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした先端設備等に該当する家屋及び構築物を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該家屋及び構築物を含む。で政

令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条又は第三百四十

九条の二の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該家屋及び構築物に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、当該家屋及び構築物に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に零以上二分の一以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする。

第二条 地方税法の一部を次のように改正する。第二十条の十三中「事務及び」を「事務、」に改め、「規定する事務」の下に「及び附則第七十条

第二項後段に規定する事務」を加える。附則第三条の三第一項中「並びに附則第四十五条」を、「附則第四十五条並びに附則第六十一条」に改める。

附則第五十九条第一項中「次条第一項及び附則第六十一条第一項」を「附則第六十二条第一項及び第六十三条第一項」に改める。

附則第六十二条を附則第六十四条とし、附則第六十一条を附則第六十三条とし、附則第六十条を附則第六十二条とし、附則第五十九条の次に次の二条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第六十条 道府県民税の所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和二年法律第 号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。)

第五条第四項に規定する指定行事(第三項において「指定行事」という。)

の同条第一項に規定する中止等(第三項において「中止等」という。)

により生じた同条第一項に規定する入場料金等払戻請求権(次項から第四項までにおいて「入場料金等払戻請求権」という。)

全部又は一部の放棄のうち住民の福祉の増進に寄与するものとして当該道府県の条例で定めるもの(次項において「道府県払戻請求権放棄」という。)

間(次項から第四項までにおいて「指定期間」という。)

内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に道府県放棄払戻請求権相当額の第三十七号の二第一項第三号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、道府県民税に関する規定を適用する。

2 前項に規定する道府県放棄払戻請求権相当額とは、同項の納税義務者がその年の指定期間内において道府県払戻請求権放棄をした部分の入場料金等払戻請求権の価額に相当する金額(第三十七条の二第一項各号に掲げる寄附金の額及びその放棄をした者に特別の利益が及ぶと認められるものの金額を除く。)

の合計額(当該合計額が二十万円を超える場合には、二十万円)をいう。

3 市町村民税の所得割の納税義務者が、指定行事の中止等により生じた入場料金等払戻請求権の全部又は一部の放棄のうち住民の福祉の増進に寄与するものとして当該市町村の条例で定めるもの(次項において「市町村払戻請求権放棄」という。)

を指定期間内にした場合に、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に市町村放棄払戻請求権相当額の第三十四号の七第一項第三号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、市町村民税に関する規定を適用する。

4 前項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額とは、同項の納税義務者がその年の指定期間内において市町村払戻請求権放棄をした部分の入場料金等払戻請求権の価額に相当する金額(第三十四号の七第一項各号に掲げる寄附金の額及びその放棄をした者に特別の利益が及ぶと認められるものの金額を除く。)

の合計額(当該合計額が二十万円を超える場合には、二十万円)をいう。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第六十一条 道府県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス

感染症特例法第六条第四項の規定の適用を受けた場合における附則第五条の四の二第一項の規定の適用については、同項中「令和十五年」とあるのは、「令和十六年度」とする。

2 市町村民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第六条第四項の規定の適用を受けた場合における附則第五条の四の二第五項の規定の適用については、同項中「令和十五年」とあるのは、「令和十六年度」とする。

附則に次の十三条を加える。(新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金の交付)

第六十五条 国は、固定資産税及び都市計画税の収入が前二条の規定による課税標準の特例(以下この条から附則第六十七条までにおいて「課税標準特例」という。)

により減少することに伴う道府県及び市町村(第七百三十四条第一項後段及び第七百三十五条第一項後段の規定により市とみなされる都を含む。)

附則第七十条第二項を除き、以下同じ。の減収を補填するため、令和三年度から令和六年度までの間、道府県及び市町村に対して、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金(以下「特別交付金」という。)

を交付する。2 特別交付金の種類は、固定資産税減収補填特別交付金(固定資産税の課税標準特例による減収額を埋めるために令和三年度から令和六年度までの各年度において交付する交付金をいう。)

第四項及び次条において同じ。及び都市計画税減収補填特別交付金(都市計画税の課税標準特例による減収額を埋めるために令和三年度において交付する交付金をいう。以下同じ。)

とする。3 令和三年度から令和六年度までの各年度分として交付すべき特別交付金の総額は、令和三年度にあつては当該年度における次条第一項に規定する固定資産税減収補填特別交付金

総額及び附則第六十七条第一項に規定する都

市計画税減収補填特別交付金総額の合算額とし、令和四年度から令和六年度までの各年度にあつては当該年度における次条第一項に規定する固定資産税減収補填特別交付金総額とする。

4 令和三年度から令和六年度までの各年度分として各道府県又は各市町村に対して交付すべき特別交付金の額は、令和三年度にあつては当該年度における次条第二項から第四項までの規定により交付すべき固定資産税減収補填特別交付金の額並びに附則第六十七条第二項及び第三項の規定により交付すべき都市計画税減収補填特別交付金の額の合算額とし、令和四年度から令和六年度までの各年度にあつては当該年度における次条第二項から第四項までの規定により交付すべき固定資産税減収補填特別交付金の額とする。

第六十六条 令和三年度から令和六年度までの各年度分として交付すべき固定資産税減収補填特別交付金の総額は、各道府県及び各市町村における当該年度の固定資産税の課税標準の特例による減収見込額の合算額に相当する額として予算で定める額(第四項において「固定資産税減収補填特別交付金総額」という。)とする。

2 令和三年度から令和六年度までの各年度分として各道府県に対して交付すべき固定資産税減収補填特別交付金の額は、各道府県における当該年度の固定資産税の課税標準特例による減収額に相当する額として総務省令で定めるところにより算定した額とする。

3 令和三年度から令和六年度までの各年度分として各市町村に対して交付すべき固定資産税減収補填特別交付金の額は、各市町村における当該年度の固定資産税の課税標準特例による減収額に相当する額として総務省令で定めるところにより算定した額とする。

4 固定資産税減収補填特別交付金総額と、当

該年度において前二項の規定により各道府県及び各市町村について算定した固定資産税減収補填特別交付金の額の合算額との間に差額があるときは、総務省令で定めるところにより、その差額を各道府県及び各市町村の固定資産税減収補填特別交付金の額で按分し、当該按分した額に相当する額をそれぞれ当該道府県又は当該市町村の固定資産税減収補填特別交付金の額に加算し、又はこれから減額する。

(都市計画税減収補填特別交付金の額)  
第六十七条 令和三年度分として交付すべき都市計画税減収補填特別交付金の総額は、各市町村における当該年度の都市計画税の課税標準特例による減収見込額の合算額に相当する額として予算で定める額(第三項において「都市計画税減収補填特別交付金総額」という。)とする。

2 令和三年度分として各市町村に対して交付すべき都市計画税減収補填特別交付金の額は、各市町村における当該年度の都市計画税の課税標準特例による減収額に相当する額として総務省令で定めるところにより算定した額とする。

3 都市計画税減収補填特別交付金総額と、当該年度において前項の規定により各市町村について算定した都市計画税減収補填特別交付金の額の合算額との間に差額があるときは、総務省令で定めるところにより、その差額を各市町村の都市計画税減収補填特別交付金の額で按分し、当該按分した額に相当する額をそれぞれ当該市町村の都市計画税減収補填特別交付金の額に加算し、又はこれから減額する。

(特別交付金の算定の時期等)  
第六十八条 総務大臣は、附則第六十五条第四項の規定により各道府県又は各市町村に交付すべき特別交付金の額を、令和三年度から令和六年度までの各年度の三月中に決定し、こ

れを当該道府県又は当該市町村に通知しなければならぬ。

(特別交付金の交付時期)  
第六十九条 特別交付金は、令和三年度から令和六年度までの各年度の三月に交付する。

(特別交付金の算定に用いる資料の提出等)  
第七十条 道府県知事は、総務省令で定めるところにより、当該道府県の特別交付金の額の算定に用いる資料を総務大臣に提出しなければならない。

2 市町村長は、総務省令で定めるところにより、当該市町村の特別交付金の額の算定に用いる資料を道府県知事に提出しなければならない。この場合において、道府県知事は、当該資料を審査し、総務大臣に送付しなければならない。

(特別交付金の使途)  
第七十一条 市町村は、交付を受けた特別交付金の額のうち都市計画税減収補填特別交付金の額を、第七十二条第一項に規定する費用に充てるものとする。

(交付税及び譲与税配付金特別会計における特別交付金に係る繰入れ等)  
第七十二条 附則第六十五条第三項に規定する特別交付金の総額は、特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)第六条の規定にかかわらず、一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れるものとする。

2 特別会計に関する法律第二十三条及び附則第十一条の規定によるほか、前項の規定による一般会計からの繰入金金は令和三年度から令和六年度までの各年度における交付税及び譲与税配付金特別会計の歳入とし、特別交付金は当該各年度における同会計の歳出とする。

(基準財政収入額の算定方法の特例)  
第七十三条 各道府県及び各市町村に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる基準財政収入額を算定する場合における地方交付税法第十四条第一項の規定の適用については

は、令和三年度から令和六年度までの間、同項中「当該道府県の普通税」とあるのは「地方税法附則第六十三条第一項及び第六十四条の規定の適用がないものとした場合における当該道府県の普通税」と、「地方税法第七十一条の四十七」とあるのは「同法第七十一条の四十七」と、「当該市町村の普通税」とあるのは「地方税法附則第六十三条第一項及び第六十四条の規定の適用がないものとした場合における当該市町村の普通税」と、「当該指定市の普通税」とあるのは「地方税法附則第六十三条第一項及び第六十四条の規定の適用がないものとした場合における当該指定市の普通税」とする。

(地方公共団体における年度間の財源の調整の特例)  
第七十四条 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)第四条の三第一項の規定の適用については、令和三年度から令和六年度までの間、同項中「普通税」とあるのは、「普通税、固定資産税減収補填特別交付金」とする。

(特別区財政調整交付金の特例)  
第七十五条 地方自治法第二百八十二条第二項の規定の適用については、令和三年度から令和六年度までの間、同項中「保る額」とあるのは、「保る額と地方税法附則第六十六条第三項の規定により交付すべき固定資産税減収補填特別交付金の額」とする。

(地方財政審議会の意見の聴取)  
第七十六条 総務大臣は、特別交付金の交付に関する命令の制定又は改廃の立案をしようとする場合及び附則第六十八条の規定により各道府県又は各市町村に交付すべき特別交付金の額を決定しようとする場合には、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

(命令への委任)  
第七十七条 附則第六十五条から前条までに定めるもののほか、特別交付金の算定及び交付その他これらの規定の適用に関し必要な事項

は、命令で定める。  
(地方財政法の一部改正)

第三条 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第三十三条の五の十一の次に次の一条を加える。

(地方税法附則第五十九条第一項の規定による徴収の猶予等に伴う地方債の特例)

第三十三条の五の十二 地方公共団体は、令和二年度及び令和三年度に限り、地方税法附則第五十九条第一項(地方税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第 号)附則第二

条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による徴収の猶予をする場合及び国が新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和二年法律第 号)第三條第一

項(同法附則第二條の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第四十六條第一項の規定による

納税の猶予をする場合には、地方公共団体のこれらによる減収額を埋めるため、第五條の規定にかかわらず、当該減収額を勘案して総務省令で定めるところにより算定した額の範囲内で、地方債を起すことができる。

(地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正)

第四条 地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律(平成十一年法律第十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「及び令和二年度において交付する交付金をいう。以下同じ。」とを「から令和三年度までの各年度において交付する交付金をいう。以下同じ。」とに改め、同条第三項中「あつては」を「あつては」に改め、「加算した額」の下に「、令和三年度にあつては当該個人住民税減収補填特例交付金総額に当該年度における同項に規定する軽自動車税減収補填特例交付

金総額を加算した額」を加え、同条第四項中「あつては」を「あつては」に改め、「加算した額」の下に「、令和三年度にあつては当該額に当該年度において同項の規定により交付すべき軽自動車税減収補填特例交付金の額を加算した額を加える。

第三条の三中「及び令和二年度」を「から令和三年度まで」に改める。

第五条第二項中「とする」を「とし、令和三年度における前項の規定の適用については、同項の表四月の項中「得た額」とあるのは、「得た額(市町村にあつては、当該額に前年度の当該市町村に対する軽自動車税減収補填特例交付金の額に当該年度の軽自動車税減収補填特例交付金総額の前年度の軽自動車税減収補填特例交付金総額に対する割合を乗じて得た額を加算した額」とする)に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条(次号に掲げる改正規定を除く。)の規定並びに附則第三条及び第四条の規定 令和三年一月一日

二 第二条中地方税法第二十條の十三の改正規定及び同法附則に十三條を加える改正規定並びに第四条の規定並びに附則第六條の規定 令和三年四月一日

(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の日から二月を経過した日前に納付し、又は納入すべき地方団体の徴収金については、第一条の規定による改正後の地方税法附則第五十九条第一項中「その地方団体の徴収金の納期限」とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第 号)の施行の日(以下この項において「施行日」という)から二月を経過する日まで」と、「その地方

団体の徴収金の納期限後」とあるのは「施行日から二月を経過した日以後」として、同項の規定を適用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る個人の道府県民税の寄附金税額控除の特例に関する経過措置)

第三条 道府県民税の所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和二年法律第 号)第五條第四項に規定する指定行事(次条において「指定行事」という。)の同法第五條第一項に規定する中止等(次条において「中止等」という。)により生じた同項に規定する入場料金等払戻請求権(以下この条及び次条において「入場料金等払戻請求権」という。)の行使を令和二年二月一日から政令で定める日までの間にした場合において、当該入場料金等払戻請求権の行使による払戻しをした者に対して政令で定める期間内に当該払戻しを受けた金額以下の金額の寄附金の支出をしたときは、当該寄附金の支出を同項に規定する入場料金等払戻請求権の全部又は一部の放棄(次条において「入場料金等払戻請求権の放棄」という。)と、当該支出をした寄附金の額を当該放棄をした部分の入場料金等払戻請求権の価額とみなして、附則第一条第一号に掲げる規定による改正後の地方税法(次条において「三年新法」という。)附則第六十條第一項及び第二項の規定を適用することができる。

(新型コロナウイルス感染症等に係る個人の市町村民税の寄附金税額控除の特例に関する経過措置)

第四条 市町村民税の所得割の納税義務者が、指定行事の中止等により生じた入場料金等払戻請求権の行使を令和二年二月一日から政令で定める日までの間にした場合において、当該入場料金等払戻請求権の行使による払戻しをした者に対して政令で定める期間内に当該払戻しを受けた金額以下の金額の寄附金の支出をしたとき

は、当該寄附金の支出を入場料金等払戻請求権の放棄と、当該支出をした寄附金の額を当該放棄をした部分の入場料金等払戻請求権の価額とみなして、三年新法附則第六十條第三項及び第四項の規定を適用することができる。

(政令への委任)

第五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(地方自治法の一部改正)

第六条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一 地方税法(昭和二十五年法律第二十二号)の項中「事務及び」を「事務」に改め、「規定する事務」の下に「及び附則第七十條第二項後段に規定する事務」を加える。

四月二十九日本委員会に左の案件が付託された。

一、令和二年度特別定額給付金等に係る差押禁止等に関する法律案(衆)

一、地方税法等の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は四月二十八日)

令和二年度特別定額給付金等に係る差押禁止等に関する法律案

令和二年度特別定額給付金等に係る差押禁止等に関する法律

1 令和二年度特別定額給付金等の支給を受けることとなつた者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

2 令和二年度特別定額給付金等として支給を受けた金銭は、差し押さえることができない。

3 この法律において「令和二年度特別定額給付金等」とは、市町村又は特別区から支給される給付金で次に掲げるものをいう。

一 新型コロナウイルス感染症(新型コロナウイルス感染症)対策特別措置法(平成二十四年法律

第三十一号)附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。次号において同じ。)及びそのまん延防止のための措置の影響に鑑み、家計への支援の観点から支給される令和二年度の一般会計補正予算(第一号)における特別定額給付金給付事業費補助金を財源とする給付金

二 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置による児童の属する世帯への経済的な影響の緩和の観点から支給される令和二年度の一般会計補正予算(第一号)における子育て世帯臨時特別給付金給付事業費補助金を財源とする給付金

附則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 この法律は、この法律の施行前に支給を受け、又は支給を受けることとなった令和二年度特別定額給付金等についても適用する。ただし、この法律の施行前に生じた効力を妨げない。